

「社会福祉法人が行う契約の取扱いについて」 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">社会福祉法人が行う契約の取扱いについて</p> <p>(別紙) 施設整備に係る契約事務取扱要領</p> <p>1 趣旨 略</p> <p>2 対象契約 略</p> <p>3 契約締結方法</p> <p>一般競争入札(条件付き一般競争入札)を原則とし、例外として、合理的な理由から一般競争に付する必要がある場合及び適当でないと認められる場合には、指名競争入札にすることができます。</p> <p>※ 指名競争入札にすることができる合理的な理由とは、次のいずれかの場合とします。</p> <p>① 契約の性質又は目的が一般競争入札に適さないとき</p> <p>② 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数であるとき</p> <p>③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>※ ただし、設計額が特定調達適用基準額(建設工事の調達契約については、令和8(2026)年度及び令和9(2027)年度の基準額は(30億2千万円)以上の契約については、一般競争入札で行う必要があります。</p> <p>以下に、条件付き一般競争入札又は指名競争入札で実施する方法について説明します。</p> <p>(1) 一般競争入札(条件付き一般競争入札)</p> <p>①～⑪ 略</p> <p>(2) 指名競争入札</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉法人が行う契約の取扱いについて</p> <p>(別紙) 施設整備に係る契約事務取扱要領</p> <p>1 趣旨 略</p> <p>2 対象契約 略</p> <p>3 契約締結方法</p> <p>一般競争入札(条件付き一般競争入札)を原則とし、例外として、合理的な理由から一般競争に付する必要がある場合及び適当でないと認められる場合には、指名競争入札にすることができます。</p> <p>※ 指名競争入札にすることができる合理的な理由とは、次のいずれかの場合とします。</p> <p>① 契約の性質又は目的が一般競争入札に適さないとき</p> <p>② 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数であるとき</p> <p>③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>※ ただし、設計額が特定調達適用基準額(建設工事の調達契約については、令和6(2024)年度及び令和7(2025)年度の基準額は(27億2千万円)以上の契約については、一般競争入札で行う必要があります。</p> <p>以下に、条件付き一般競争入札又は指名競争入札で実施する方法について説明します。</p> <p>(1) 一般競争入札(条件付き一般競争入札)</p> <p>①～⑪ 略</p> <p>(2) 指名競争入札</p>

①～② 略

③ 入札通知書の発送

ア ②で選定した業者に、入札の日時、場所、現場説明会等の内容を記載した『入札通知書』(別紙⑩)を送付します。

イ 予定価格により建設業法施行令(昭和34年8月29日政令237号)第5条の9により確保しなければならない見積期間が定められているので、入札の日時については、この見積期間を確保するよう定めてください。

- ・(第1号) 工事1件の予定価格が5百万円に満たない工事 1日以上
- ・(第2号) 工事1件の予定価格が5百万円以上5千万円に満たない工事 10日以上
- ・(第3号) 工事1件の予定価格が5千万円以上の工事 15日以上

なお、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内限り短縮することができます。

上記の期間の計算は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日等及び発送日、入札日を除くものとなります。

ウ 入札通知書には、指名業者が入札金額を精算するため必要な関係設計図面及び設計書(金額部分の数字を抜いたもの)を添付しなければなりません。

なお、関係図面や設計書を送付しないで、法人事務所等で日時を定めて閲覧させるという方法もあります。

④～⑧ 略

4 契約締結後の手続き 略

附 則

この取扱要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成25年4月1日から適用する。

①～② 略

③ 入札通知書の発送

ア ②で選定した業者に、入札の日時、場所、現場説明会等の内容を記載した『入札通知書』(別紙⑩)を送付します。

イ 予定価格により建設業法施行令(昭和34年8月29日政令237号)第6条により確保しなければならない見積期間が定められているので、入札の日時については、この見積期間を確保するよう定めてください。

- ・(第1号) 工事1件の予定価格が5百万円に満たない工事 1日以上
- ・(第2号) 工事1件の予定価格が5百万円以上5千万円に満たない工事 10日以上
- ・(第3号) 工事1件の予定価格が5千万円以上の工事 15日以上

なお、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内限り短縮することができます。

上記の期間の計算は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日等及び発送日、入札日を除くものとなります。

ウ 入札通知書には、指名業者が入札金額を精算するため必要な関係設計図面及び設計書(金額部分の数字を抜いたもの)を添付しなければなりません。

なお、関係図面や設計書を送付しないで、法人事務所等で日時を定めて閲覧させるという方法もあります。

④～⑧ 略

4 契約締結後の手続き 略

附 則

この取扱要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成30（2018）年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、令和2（2020）年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、令和6（2024）年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、令和7（2025）年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、令和8（2026）年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成30（2018）年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、令和2（2020）年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、令和6（2024）年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、令和7（2024）年4月1日から適用する。
